議案第22号

- 三田市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 三田市犯罪被害者等支援条例を次のとおり定める。

平成29年2月20日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市犯罪被害者等支援条例

(目的)

- 第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、 市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定 めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合 的に推進し、犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成を図り、もって市民が安全 で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号) 第2条第1項に 規定する犯罪等をいう。
 - (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
 - (3) 犯罪被害 国内犯罪行為(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。)による死亡又は重傷病(当該犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。)及び国外犯罪行為(国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第2条第1項に規定する国外犯罪行為をいう。)による死亡又は障害をいう。
 - (4) 重傷病 療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいう。
 - (5) 障害 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第2条第4項に規定する障害をいう。
 - (6) 二次的被害 犯罪等により直接被害を受けたことに関し、ひぼう中傷又は報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じた被害をいう。

(7) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の 団体(以下「民間支援団体」という。)をいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、途切れることなく行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することや二 次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮して行われなければならない。 (市の責務)
- 第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏ま えて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携及び協力すると ともに、その体制整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

- 第5条 市民及び事業者(以下「市民等」という。)は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性についての理解を深めるとともに、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。
- 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続(以下「刑事手続」という。)に適切に関与することができるように、その 就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

- 第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要 な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うもの とする。
- 2 市は、犯罪被害者等に対して前項の情報の提供及び助言を総合的に行う窓口を 設置するものとする。

(日常生活の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等のうち規則で定める者がその刑事手続に適切に関与すること、その他日常生活を円滑に営むことができるようにするため、一時預かり

- 保育に関する支援、家事に関する支援、その他の必要な施策を行うものとする。 (居住安定の支援)
- 第8条 市は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等のうち規則で定める者の居住の安定を図るため、新たに入居する賃貸住宅の家賃の助成及び転居に要する費用の助成その他の必要な施策を行うものとする。 (支援金の支給)
- 第9条 市は、犯罪被害者等のうち規則で定める者が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、一時的な生活資金として支援金の支給を行うものとする。 (市民等の理解の増進)
- 第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次的被害の発生を防止する こと及び刑事手続に適切に関与することに対する十分な配慮及び犯罪被害者等を 支え合う地域社会の重要性について、市民等の理解を深めるため、広報及び啓発 その他の必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 市は、専門的な知識及び経験を活用して活動を行う民間支援団体に対して、その活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等に対する支援を適切に行うため、相談、助言、情報 提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の養成及び資質の向上等のために必 要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第7条から第9条までの規定は、この条例の施行の日以後に生じた犯罪被害について適用する。